

令和2年8月定例会

令和2年8月21日（金曜日）午後1時00分開会

長崎県建設総合会館8階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 経過等の報告事項について
- 日程5 長崎県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例について
- 日程6 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算
- 日程7 専決処分の報告及び承認を求めることについて
（長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を
改正する条例）
- 日程8 議会運営委員の選任について

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27名）

1 番	坪井 泰助 君	2 番	永安 文男 君
3 番	横山 弘藏 君	4 番	今井 泰照 君
5 番	村井 達己 君	6 番	吉永 秀俊 君
7 番	山脇 博 君	8 番	安部 都 君
9 番	中村 久幸 君	10 番	大山 真一 君
11 番	戸浦 善彦 君	12 番	木口 利光 君
13 番	植村 圭司 君	14 番	初村 久藏 君
15 番	久枝 邦彦 君	16 番	山本 芳久 君
17 番	古閑森 秀幸 君	18 番	坂口 慎一 君
19 番	北島 守幸 君	20 番	松井 大助 君
21 番	宮島 武雄 君	22 番	山下 廣大 君
23 番	松尾 俊哉 君	24 番	林 広文 君
25 番	山崎 猛 君	26 番	池田 章子 君
27 番	佐藤 正洋 君		

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	本多 浩志 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	切間 賢生 君
事業課長	鋤 寄 雅浩 君	保険管理課長	三ヶ島 恵利子 君

事務職員出席者

書記 中丸 真由 君

＝開会 午後1時00分＝

○議長（佐藤正洋君）

皆さん、こんにちは。

出席議員は、定足数に達しております。

これより、令和2年第2回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、5番 村井達己議員、及び21番 宮島武雄議員を指名いたします。

ここで、連合長から発言の申し出がっておりますので、受けることにいたします。

連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

皆さん、こんにちは。

本日は、会場の都合によりまして、従来の会場ではなくここ建設総合会館に会場を移して、広域連合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご

多忙の中にも関わらず、ご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、県内各地で新型コロナウイルス感染の拡大が続いております。ご挨拶の前に、お亡くなりになった方々に深く哀悼の意を表しますとともに、現在入院等をされている皆様方に対しまして、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

この機会にお時間をいただきまして、幾つかの点についてご報告を申し上げます。

まず、感染症に関する本広域連合の対応でございますが、国の財政支援措置を活用して、感染またはその疑いがあり、仕事を休まれた被保険者の方に対する傷病手当金の支給制度を設けました。また、保険料につきましても、収入が著しく減少した場合、減免や徴収猶予を適用できるよう減免要綱を改正いたしまして、対応いたしております。

次に、後期高齢者の窓口負担のあり方についてでございます。

政府が設置する全世代型社会保障検討会議が、昨年の12月に発表した中間報告によりますと、一定所得以上の方の窓口負担の割合を2割とすることについて、本年夏までに成案を得るとされておりましたが、今般の感染拡大に伴いまして、最終報告が本年末に持ち越しとなっております。この窓口負担につきましては、慎重かつ十分な議論を重ねるよう、全国後期高齢者医療広域連合協議会から国に対しまして、要望書を提出いたしております。

本広域連合といたしましても、健全な制度運営と持続可能な制度の維持を図りつつ、被保険者の皆さんが安心して適切な医療が受けられるよう、全国協議会等を通じ意見を述べていきたいと考えています。

最後に、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施についてでございます。

これは、高齢者数がピークを迎えます2040年頃を見据えて、重症化予防・健康づくりを推進し、フレイル対策などの高齢者の心身の特性に応じたきめ細かい保健事業を進めていくために、市町村が事業主体となり、国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を途切れないように接続し、併せまして、介護予防事業と連携した一体的な取り組みを行うものでありまして、今年度から全国的に開始されています。

長崎県でも、既に一部の市町において取り組んでいただいておりますが、その他の市町につきましても、必要な体制の整備や具体的な事業内容の検討など、次年度以降の実施に向けた調整を引き続き進めてまいります。

以上、3点についてご報告させていただきます。

本日は、令和元年度一般会計及び特別会計決算等の議案を提案することとしております。ご審議のほど、よろしくようお願い申し上げますとともに、各議案に対しまし

て議員皆様方のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤正洋君）

次に、連合長から、幹部職員の紹介がございます。

連合長。

○連合長（田上富久君）

本年、4月1日付の人事異動で着任いたしました幹部職員を紹介させていただきます。

本多浩志事務局長です。長崎市から派遣されております。

○事務局長（本多浩志君）

本多でございます。よろしくお願ひいたします。

○連合長（田上富久君）

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤正洋君）

次に、日程4「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（切間賢生君）

お手元にお配りしております、ピンクの表紙の冊子、経過等の報告事項について説明をさせていただきます。

ピンク色の冊子の1ページをお開きください。

前回開催の定例会、令和2年2月12日以降における広域連合の主要な事項について経過等を報告いたします。

1、国の医療制度改革の動向について。

昨年12月、政府が開催する全世代型社会保障検討会議の中間報告で、後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要がある

るとされ、一定所得以上の方は医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえ具体的な施行時期、2割負担の具体的な所得基準とともに長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め、適切な配慮について検討するとされました。

負担割合の見直しについては、夏までの最終報告を予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、年末を目途に検討することとなり、議論は保留となっているところでございます。

2、新型コロナウイルス感染症対応に関する施策について。

(1) 傷病手当金の支給制度について。

令和2年3月10日に講じられた、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾において、国内の感染拡大防止の観点から、被用者の傷病手当金の支給を行う国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に対する国の財政支援措置が示されたことから、4月28日に専決処分により関係条例等を整備し、各市町においても6月末までに関係条例等が整備されました。

制度の広報については、被保険者全員へのダイレクトメール発送のほか、県医師会及び県内事業所に対する制度周知を行いました。実績としては、8月に1件の申請を受け、支給に向けた事務を進めているところです。

(2) 保険料の減免について。

令和2年4月20日に、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、4月30日に国の令和2年度補正予算が成立しました。

この経済対策等に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度減少した被保険者の保険料の減免を行った後期高齢者医療広域連合に対して、国による財政支援を行うこととされ、保険料減免の規準が示されました。

これを受け、本広域連合においては、国の示す減免規準に合わせ、保険料の減免要綱を改正し、現在、保険料の減免申請の受付を行っているところです。

2ページに入ります。

3、国に対する要望について。

全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会、令和2年度広域連合長会議が、令和2年6月3日に開催を予定されておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う諸情勢に鑑み中止されました。

会議の中止に伴い、書面による議決を経て、後期高齢者の窓口負担については勤

労世代の高齢者医療への負担状況に配慮しつつも、高齢者が必要な医療を受ける機会が確保されるよう、高齢者の疾病、生活状況等の実態及び所得状況等を考慮し、慎重かつ十分な議論を重ねることなどを求める要望書が、8月6日に厚生労働大臣あてに提出されました。

なお、同要望書は、参考として8ページから10ページに掲載しております。

4、指定金融機関の指定について。

令和2年10月1日に、株式会社親和銀行と株式会社十八銀行が合併し、新たに株式会社十八親和銀行が発足する予定です。

現在、広域連合では、長崎県と同じく両行を毎会計年度交互に指定金融機関の指定を行っているところです。

合併後は、新銀行が権利義務を承継するものであるため、地方自治法の規定に基づき、合併後の新銀行を指定金融機関として指定し、告示するよう準備を進めています。

5、令和2年度の保険料賦課について。

(1) 賦課決定。

令和2年度の保険料は、広域連合で6月に賦課決定を行い、各市町で7月中旬に保険料決定額通知書と納付通知書を併せて送付しました。

当初、賦課人数は22万1,031人で、賦課総額は128億4,136万5,900円、一人当たり賦課額は5万8,097円となりました。

令和2年度は、保険料率を改訂し、均等割額を1,400円引き上げて4万7,200円、所得割率を0.31ポイント引き上げて、8.98%とした結果、全体的に保険料が上昇しています。

また、軽減特例の見直しで、これまでの8割軽減が7割軽減に、8.5割軽減が7.75割軽減に変わったことにより、保険料が上がった被保険者は10万9,380人、均等割軽減の判定条件の拡充により保険料が下がった被保険者が399人となりました。

お隣、3ページには、保険料率についてとして、年度別の保険料率を掲げております。また、次に、保険料賦課にかかる変更点として、低所得者の均等割軽減率、軽減の所得判定基準、賦課限度額も表のとおり見直されております。

次、4ページに入ります。

こちらは、軽減特例措置、見直し等の影響を掲げております。

負担増となったもので、8割軽減が7割軽減となった方は5万8,602人、か

かる影響額は2億9,301万円。8.5割軽減が7.75割軽減となった方は5万778人、影響額は1億9,295万6,400円となっております。

また、負担減となったものとして、判定基準変更のうち、5割軽減の方にかかる影響は201人で、283万4,100円。2割軽減の方にかかる影響は198人で、188万1,000円でございます。

(2) 賦課総額及び一人当たりの賦課額については、被保険者数、22万1,031人、賦課総額、176億2,551万1,539円。軽減後の保険料総額、128億4,136万5,900円。軽減後の一人当たり賦課額、5万8,097円となっております。

保険料軽減の状況については、記載のとおりです。

また、次の5ページには、(4) 保険料賦課額階層別区分についても掲載しておりますので、併せてご覧ください。

5ページでございます。

6、被保険者証の一斉更新等についてでございます。

被保険者証の有効期限は、毎年8月1日から翌年7月31日までとなっており、本年度もこれを一斉更新し、7月中に市町から郵送等により全ての被保険者に交付しました。

被保険者証の交付状況については、次の6ページにかけて記載のとおりとなっております。

6ページでございます。

7、保険料の収納率について。

令和元年度普通徴収及び特別徴収の現年合計で、99.52%となっており、昨年度の99.50%と比較して0.02ポイントの増となり、制度開始以来、本広域連合の最高収納率となりました。

また、滞納繰り越し分については40.69%で、前年度の44.25%と比較して3.56ポイント下回ったものの、現年度分と滞納繰越分の合計では、前年度の98.97%を0.01ポイント上回る98.98%となりました。

なお、令和元年度に時効完成などによる不納欠損を行ったものは439人、欠損額は1,373万8,466円となっております。

なお、令和元年度市町別保険料収納率一覧表は、11ページに記載しております。お隣の7ページでございます。

8、懇話会について

懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医・保険薬剤師及び公益を代表する委員10名で構成されています。

第1回は、7月3日に開催し、出席委員は9名でした。

協議内容は、新型コロナウイルス感染症対応に関する施策について及び令和2・3年度の保険料率について、第二期データヘルス計画の評価についての説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。

主なご意見は記載のとおりです。

経過等の報告事項は、以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に、日程5「議案第10号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました、議案第10号 長崎県後期高齢者医療広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例についてご説明いたします。

白色の表紙の議案書は、3ページから5ページまで、併せまして緑色の表紙の定例会説明資料、こちらは2ページでございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、まず、緑色の表紙の定例会説明資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。

今回の条例制定につきましては、資料の趣旨及び主な内容の欄に記載しておりますが、地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員が定められました。広域連合におきましても、これまで臨時職員として雇用していたものを、会計年度任用職員として雇用することとなり、地方公務員法第31条に定めるサービスに関する各規定が適用されることとなりました。

これまで、広域連合職員は、県内各市町からの派遣職員であることから、派遣元の市町の関係規定を適用しておりましたが、今回の法改正を踏まえ、広域連合として条例制定を行う必要があるため、条例を定めようとするものでございます。

条例の内容につきましては、白色の表紙の議案書４ページに条例案を記載しておりますが、第１条に条例の目的、第２条にサービスの宣誓について、第３条に権限の委任について定めるものでございます。

５ページには、条例第２条に規定するサービスの宣誓にかかる別記様式として宣誓書を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第１０号の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（佐藤正洋君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所ページをお示しいただきたいと思っております。

ございませんか。

ないようですので、これをもって「議案第１０号」に対する質疑を終結いたします。

これより、「議案第１０号 長崎県後期高齢者医療広域連合 職員のサービスの宣誓に関する条例」に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

【討論なし】

○議長（佐藤正洋君）

ないようですので、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第１０号」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第１０号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程１１「議案第１１号」及び「議案第１２号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま、上程されました「議案第11号 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「議案第12号 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきましては、一括してご説明させていただきます。

なお、この決算につきましては、令和2年6月25日に監査委員の審査を受け、7月14日付で審査意見書が提出されました。水色の表紙の長崎県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書として配付させていただいておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

また、地方自治法に基づく、黄色の表紙の決算にかかる主要な施策の成果説明書も配付させていただいておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

それでは、緑色の表紙の定例会説明資料によりご説明をさせていただきます。こちら、緑色の表紙の資料4ページをご覧くださいと思います。

まず、議案第11号 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。

資料、下段の囲み枠をご覧くださいと思います。

歳入総額は、2億3,581万5,939円で、対前年度比1.5%の増。歳出総額は、2億2,720万3,785円で、対前年度比1.1%の増であり、歳入歳出差し引き額及び実質収支額は、ともに861万2,154円でございます。

歳入歳出における主な増の理由は、歳出における職員手当等及び新財務会計システム賃借料等が増となったこと。これに伴い、歳入における市町負担金が増となったことでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、主な款ごとに収入済み額をご説明いたします。

4ページの総括表の一番上、1款 分担金及び負担金は、2億1,680万5,969円で、広域連合の運営事務にかかる県内21市町からの共通経費負担金であり、負担割合は表の一番右側、収入済み額の説明の欄に記載のとおりでございます。

4款 財産収入は、81万9,993円で、これは財政調整基金の運用益でございます。

6款 繰入金は、1,067万7,000円で、財政調整基金を取り崩し一般会計に繰り入れたものでございます。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。5ページは歳出でございます。なお、黄色の表紙の決算にかかる主要な施策の成果説明書の1ページからこの一般会計の歳出につきまして記載しておりますので、こちらもご参照いただきたいと思ひます。

説明は、緑色の表紙の資料5ページで説明させていただきます。

主な款項目と支出済み額をご説明いたします。

1款 議会費は、126万3,910円で、2回開催いたしました議会定例会、議会運営委員会にかかる議員報酬及び旅費等でございます。

2款 総務費は、2億2,593万9,875円で、主なものとしまして、1項1目 一般管理費が、2億1,899万7,806円で、人件費や事務室の借り上げにかかる経費でございます。

1項4目 財政調整基金費は、542万1,000円で、年度間の財源調整を行うことにより健全な財政運営を行うための基金積立金でございます。

2項1目 選挙管理委員会費は、8万9,872円で、選挙管理委員の報酬等。

3項1目 監査委員費は、29万9,739円で、監査委員の報酬等でございます。

以上が、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思ひます。

議案第12号 令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

まず、資料の上段、1、収支の状況の(1)収支でございますが、歳入総額は、2,345億6,118万1,227円で、対前年度比は、0.97%の減となっております。歳出総額は、2,301億7,746万1,949円で、対前年度比0.91%の増となっております。歳入歳出差し引き額及び実質収支額は同額の43億8,371万9,278円でございます。

歳入減の主な理由は、前年度の国庫支出金等返還金の額が減少したことに伴い、返還金分を含む前年度繰越金が減少したこと。歳出増の主な理由は、医療給付費が伸びたこと及び財政調整基金への積み立てが増加したことでございます。

次に、下段、(2)款別区分として、歳入歳出それぞれの款ごとの決算額を表に記載しておりますが、この表を円グラフにしたものを7ページに記載しておりますので、7ページをご覧いただきたいと思ひます。

上段のグラフが歳入、下段のグラフが歳出でございます。

まず、上段の歳入でございますが、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、この3つを合わせますと、歳入全体の約80%となっており、各市町からの負担金が約15%でございます。なお、被保険者の皆様から納めていただいた保険料負担金は歳入全体の約5%となっております。

次に、下段の歳出でございますが、保険給付費が全体の約96%となっております。

次の8ページから歳入・歳出ごとに総括表を掲載しておりますので、この総括表に基づき主な内容をご説明いたします。

まず、8ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入でございますが、主な内容を款と収入済み額でご説明いたします。

1款 市町支出金、348億2,034万7,408円でございます。

まず、1項1目 事務費負担金は、3億3,291万1,976円で、保険給付関係事務にかかる市町からの負担金で、負担割合は一般会計の市町負担金と同じでございます。

1項2目 保険料等負担金は、164億3,702万1,233円で、各市町が徴収した被保険者の皆様の保険料分と、低所得者に対する保険料軽減措置の補填分でございます。

1項3目 療養給付費負担金は、180億5,041万4,199円で、各市町の医療費の実績に基づく負担対象額の12分の1の額でございます。

次に、2款 国庫支出金、816億6,510万2,105円でございます。

まず、1項1目 療養給付費負担金は、550億9,624万1,746円で、医療費にかかる国の負担、負担対象額の12分の3の額でございます。

1項2目 高額医療費負担金は、8億1,881万9,779円で、レセプト1件当たり80万円を超える額のうち、保険料等で賄う部分の4分の1の国の負担でございます。

2項1目 調整交付金は、250億8,065万2,000円で、広域連合間の財政調整を目的とした普通調整交付金、原爆被爆者及び被爆体験者にかかる医療費が多額であるなどの特別な事情に対し交付される特別調整交付金でございます。

2項4目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、6億1,165万1,894円で、国の保険料軽減にかかる特例措置に伴う交付金でございます。

9ページをご覧いただきたいと思っております。

9 ページの一番上、3 款 県支出金、1 8 4 億 3, 8 8 0 万 8 0 0 円でございます。

まず、1 項 1 目 療養給付費負担金は、1 7 6 億 1, 9 9 8 万 1, 0 2 1 円で、医療費にかかる県の負担、負担対象額の 1 2 分の 1 の額でございます。

次に、4 款 支払基金交付金、8 8 9 億 1, 4 0 1 万 1, 5 9 2 円でございますが、これは、現役世代の負担を財源とする交付金でございます。

5 款 特別高額医療費共同事業交付金、5, 1 9 6 万 2, 5 2 5 円でございますが、これは、著しく高額な医療費が生じた場合の財政影響を緩和するため、国民健康保険中央会の共同事業により交付されたものでございます。

7 款 繰入金、1 7 億 7 0 5 万 1, 0 0 0 円でございますが、これは、財政調整基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

8 款 繰越金、8 7 億 5, 9 3 0 万 4, 8 9 8 円でございますが、これは、平成 3 0 年度の決算剰余金を繰越金として受け入れたものでございます。

次に、1 0 ページをご覧いただきたいと思ひます。

1 0 款 諸収入、2 億 4 6 0 万 8 9 9 円でございますが、3 項 4 目 第三者納付金は、1 億 9, 3 3 6 万 2, 2 2 0 円で、これは、交通事故など第三者行為に起因する医療給付に対し、その第三者から納付された賠償金でございます。

次の 1 1 ページから歳出になります。

歳出につきましても、主な款項目と支出済み額でご説明をさせていただきます。

なお、こちら黄色の表紙の、主要な施策の成果説明書の 4 ページから特別会計を記載しておりますので、こちらもご参照いただきたいと思ひます。

それでは、緑色の表紙の資料 1 1 ページをご覧いただきたいと思ひます。

1 款 総務費、3 億 8, 6 9 5 万 5, 9 4 2 円でございます。

まず、1 項 1 目 一般管理費は、2 億 4, 2 4 4 万 2, 1 6 3 円で、その内容といたしましては、共同電算処理手数料、画像レセプト管理システム手数料、標準システム運用業務並びに保守業務委託料などでございます。

2 項 医療費適正化事業費、1 億 4, 4 5 1 万 3, 7 7 9 円でございますが、まず、1 目 レセプト点検事業費は、3, 4 0 9 万 3, 1 4 8 円で、診療報酬明細書いわゆるレセプトの点検業務委託料などでございます。

5 目 医療費通知事業費は、6, 3 5 5 万 8, 5 1 3 円で、年 3 回実施しております医療費通知作成業務委託料及び郵送料などでございます。

1 2 ページをご覧いただきたいと思ひます。

6目 第三者行為求償事業費は、1, 149万7, 775円で、長崎県国民健康保険団体連合会への交通事故等に起因する第三者行為求償事務委託料などでございます。

2款 保険給付費、2, 218億5, 307万6, 711円でございますが、特別会計決算の説明の冒頭でお話させていただいたとおり、特別会計歳出総額の約96.4%を占めております。

まず、1項1目 療養給付費は、2, 121億9, 342万5, 605円で、入院、外来、歯科、調剤にかかる診療報酬などでございます。

2目 訪問看護療養費は、6億8, 726万3, 474円で、被保険者が居宅で訪問看護を受けたことにより支給したものでございます。

5目 審査支払手数料は、5億21万6, 113円で、国保連合会が行った約750万件のレセプト審査にかかる手数料でございます。

次に、2項 高額療養諸費、1目 高額療養費は、8億1, 320万3, 238円。

2目 高額介護合算療養費は、1億9, 173万3, 571円。

3項 その他医療給付費、1目 葬祭費は、2億6, 262万円でございます。

13ページをご覧いただきたいと思います。

4款 特別高額医療費共同事業拠出金、5, 029万8, 647円でございますが、これは国民健康保険中央会が行う共同事業に対する拠出金でございます。

次に、5款 保健事業費、4億3, 130万6, 133円でございます。

まず、1項1目 健康診査費は、3億1, 477万1, 599円で、各市町で実施している健康診査の業務委託料等でございます。

2目 その他健康保持増進費は、1億1, 653万4, 534円で、その主なものとしましては、おおいいき健康支援口腔ケア事業にかかる手数料、はり・きゅうの施術に対する助成金などでございます。

この保健事業費につきまして、黄色い表紙の主要な施策の成果説明書12ページをご覧いただきたいと思います。

こちら12ページの中ほどの表に、先ほどご説明した健康診査にかかる市町ごとの被保険者数・受診者数などを記載しておりますが、受診者数の合計は表の中ほど、受診者数の列の一番下に記載のとおり、3万6, 106人でございます。

引き続き、13ページをご覧ください。

こちら13ページ、おおいいき健康支援口腔ケア事業にかかる市町ごとの受診

者数、延べ受診回数等を表に記載しておりますが、それぞれの列の一番下、合計の欄に記載のとおり、受診者数は1,471人、延べ受診回数は2,897回でございます。

14ページをご覧いただきたいと思います。

はり・きゅう施術にかかる市町ごとの助成人数、助成回数等を表に記載しております。それぞれの列の一番下、合計の欄に記載のとおり、助成人数は8,032人、助成回数は10万1,234回でございます。

15ページには、糖尿病性腎臓病重症化予防事業にかかる市町ごとの実績を表にして記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

大変申し訳ございませんが、緑色の表紙の説明資料の13ページにお戻りいただきたいと思います。

13ページの下段、6款 基金積立金、42億1,738万1,000円でございますが、これは財政調整基金への積立金でございます。

次に、14ページをご覧いただきたいと思います。緑色の表紙の資料でございます。

8款 諸支出金、32億3,844万3,516円でございます。

1項1目 保険料還付金は、1,904万3,540円で、市町へ支出した過年度保険料の還付金でございます。

2目 償還金は、32億1,938万7,376円で、平成30年度に概算交付された国及び県からの交付金等を令和元年度に精算し返還したものでございます。

次に、9款 予備費でございますが、4款 特別高額医療費共同事業拠出金へ26万8,992円充用しております。これは、拠出金の支出先である国民健康保険中央会からの通知に基づき、拠出金の増額等の補正予算を令和2年2月12日に開会した広域連合議会に提案し、議決をいただきました。しかし、翌2月13日付で変更決定通知があり、さらに予算に不足が生じたため、26万8,992円の予備費充用を行ったものでございます。

以上が、令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。

なお、参考資料として、15ページに、参考1 市町別医療給付費等前年度比較表を、16ページ及び17ページには、参考2 市町負担金前年度比較表を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

18ページをご覧いただきたいと思います。

基金の推移見込みとして、財政調整基金の推移を表にして記載しております。表の一番左の列に記載のとおり、一般会計と特別会計を区分して記載しておりますが、一番下の行が財政調整基金全体の金額でございます。

表の左から2列目、平成30年度末残額は、52億5,068万6,000円で、令和元年度に取り崩し及び積み立てを行った結果、表の左から5列目、令和元年度末残高は、77億5,576万円となっております。

次に、水色の表紙の資料、長崎県後期高齢者医療広域連合各会計歳入歳出決算審査意見書をご覧くださいと思うのですが、こちらで前年度と比較して大きな差があるもの及び不用額の主なものについてご説明したいと思います。

水色の表紙、決算審査意見書の25ページをご覧くださいと思います。

特別会計歳入でございますが、1款 市町負担金において、表の右側、前年度比較の列の一番下に記載のとおり、9億9,154万8,000円の増となっております。

増となった主な理由は、表の下に記載のとおり、低所得者に対する保険料軽減特例措置の見直しなどにより、2目 保険料等負担金が増加したことや、医療給付費の増に伴い療養給付費負担金が増となったことによるものでございます。

続きまして、28ページをご覧くださいと思います。

資料上段の4款 支払基金交付金において、表の右側、前年度比較の列の一番下に記載のとおり、11億91万8,000円の増となっております。

増となった理由は、表の下に記載のとおり、医療給付費の増に伴うものでございます。

続きまして、30ページをご覧くださいと思います。

資料上段の8款 繰越金において、表の右側、前年度比較の列の一番下に記載のとおり、40億2,452万8,000円の減となっております。

減となった理由は、表の下に記載のとおり、過大に交付を受けた国庫支出金等の返還分を含め繰越金として受け入れますが、平成30年度と比較して返還額が減少したことにより、繰越金が減となったものでございます。

34ページをご覧くださいと思います。

歳出でございますが、2款 保険給付費における不用額として、表の中ほど、不用額の列の一番下の欄に記載のとおり、28億4,199万7,000円が生じております。

これは、予算編成時に見込んだ一人当たり給付費が見込みを下回ったことなどに

よるものでございます。

続きまして、36ページをご覧いただきたいと思います。

5款 保健事業費における不用額として、表の中ほど、不用額の列の一番下の欄に記載のとおり、3,533万5,000円が生じております。

これは、予算編成時に見込んだ糖尿病性腎臓病重症化予防事業などの参加者が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

説明が長くなってしまい、申し訳ございませんでした。

以上が、議案第11号及び議案第12号の説明でございます。

よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（佐藤正洋君）

説明が終わりました。

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示しいただきたいと思います。

どなたかございませんか。26番池田議員。

○26番（池田章子君）

長崎市の26番、池田といいます。

ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。特別会計で、この青い表紙で説明があったのですが、医療給付費が35億円前年度に比べて増えている。それに対して、歳入で市町村の負担も増え、基金からも増やしている一方で、国庫支出金が26ページになるのですが、6億ほど減ってきている。増える歳出を補うために歳入というのは、当然どこかから増やさないといけないわけです。国庫支出金が減っているということについて、理由が26ページに「算定調整率が前年に比べて低下し」とあるのですが、これは、先ほど不用額のところでお話をされた前年の分が過大だったからということに関係していることなのですか。それとも、国の算定額が減ったということなのでしょうか。

○総務課長（切間賢生君）

今のお話でございます。国庫は2カ年かけて調整するものでございまして、ご指摘のとおり、算定の調整率が減ってしまったため、今年、令和元年度分につきましては、その分減ったという形でございます。

平成30年度分につきましては、交付をたくさん受けておりましたので、繰越額も多くなりまして翌年で返すという形になります。

それで、令和元年度分につきましては、過大な交付の部分が減っているという形でございますので、繰越額も減ってくるという形になっています。

以上でございます。

○26番（池田章子君）

ちょっとよく分からなくて。要するに、国庫支出金の6億円減の理由のところにある算定にかかる調整率の低下というのが、繰越額のために、こういうふうに算定額が変わったというふうに理解していいのですか。

○事務局長（本多浩志君）

議員のご質問にあったとおり、これは国の予算の関係上、最終的に各市、広域連合に交付する際に、調整率というのを決めます。その影響で、今回は少なかったということになります。

ですから、前年度がどうか、そういったものはない。国の調整率、考え方の影響でございます。

○26番（池田章子君）

今後もずっと医療給付費が増える中で、やはり国庫の支出が減るとするのは非常に痛手だと思うのですね。これは、制度自体が、後期高齢者制度自体がいろいろな反対がある中でも、国がどうしてもということで始まった制度ですので、やはり、この国庫支出金の部分は、増えていくのに合わせてちゃんと増やしていただかないと、本当に連合が困ってしまう。その辺は強く求めていただきたいと思います。

それから、連合長のお話にもありましたけれども、今後、被保険者が増えて高齢化も進展して、医療費が増大していく。重症化を防いだり、健康寿命を延ばすことのために保健事業を進めたいとお話があったわけですが。

健康診査の受診率が余り伸びていないというか、黄色の成果説明書の12ページの受診率が全体で18.15%。この低さというのは、高齢者の被保険者が何らかの生活習慣病等々でかかりつけ医にかかっているから、これだけしか受診率がないのか。それとも、受診率が大体低いのか。その辺を一つ教えていただきたい。

あと、その他の健康保持増進で不用額が多いということで、先ほど不用額の説明

があったわけですが、やはり、ここを進めていこう、この保健事業を進めていこうという中で、やはり不用額をこんなに多く残してはいけないのではないかなと思うのですが、今後どのように取り組んでいかれるのか教えてください。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

まず、健康診査の受診率のところです。

後期高齢者医療における健康診査ですけれども、国保で言いますところの特定健診を担うものですが、後期高齢者医療では、広域連合がまず市町に業務の委託を行っており、各市町がそれぞれの健診を実施する医療機関と委託をしているということになります。

健診の受診率は、元年度で18%程度と低い水準にはなっておりますけれども。結局、この後期高齢の健診が国保の特定健診の枠を利用いたしまして実施されております。市町では、どうしても国保の特定健診が優先されがちで、この後期高齢者の健診が全体的に低いという状況でございます。

ただし、低いという中でありましても、市町の中では後期高齢者も同様に受診勧奨をされているところはあります。

広域連合としましては、受診率が高い市町の受診勧奨のやり方、あるいは、いろいろな広報、周知のやり方を参考にさせていただいて、後期高齢者医療の受診率も向上していただきたいということで市町にはお願いをしているところです。

それから、その他保健事業の不用額の点でございます。

元年度の不用額におきましては、その他保健事業の中では、特に多い順で申しますと、糖尿病の腎臓病重症化予防事業というものをやっておりますけれども。この事業の委託料の算出においては、参加の見込みを100名程度見込んでいたわけですが、実際、参加者につきましては20市町で75名だったということで、600万円ほど不用額が出ております。

次に、健康診査に関しまして、健診や医療機関を全く受診されていない方に対する調査を計画し、年間1,000件ほど、約600万円を見込んでいたわけですが、実績として2市町での実施となり、550万円ほどの不用額が出ております。

おっしゃられますように、後期高齢者の保健事業というものは、今後、団塊の世代を迎えるに当たりまして、非常に重要な位置づけであると思っております。冒頭の連合長の挨拶にもございましたけれども、この保健事業の中で今年度、令和2年

度から「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」という取り組みが、全国的に4月から開始されております。この取り組みの中で、今後、市町が地域の健康課題を分析されて、フレイルも含めましていろいろな取り組みを実施されていこうかと思えます。

この一体的実施が今後の広域連合における一つの大きな目玉となっておりますので、高齢者の特性に応じた保健事業というものを広域連合としては実施していきたいと考えているところです。

以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

池田議員に申し上げます。

質疑の回数については、議会会議規則第52条によりまして質疑は同一議員につき、同一議題については3回を超えることができないことになっておりますので、ご了承お願いいたします。

ほかに、質疑はございませんか。ありませんか。

なければ、これをもって「議案第11号及び議案第12号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第11号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

何がございませんか。

【討論なし】

○議長（佐藤正洋君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第11号」を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第11号」は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第12号「令和元年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」に対する討論に入ります。

何かございませんか。

【討論なし】

○議長（佐藤正洋君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第12号」を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は、原案のとおり認定されました。

次に、日程7「報告第2号」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（本多浩志君）

ただいま、上程されました「報告第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて」ご説明いたします。

白色の表紙の議案書は、61ページから66ページまで、緑色の表紙の定例会説明資料は19ページから23ページでございます。

こちら、議案書と定例会説明資料、併せてご覧いただければと思います。

まず、白色の表紙、議案書の63ページをご覧いただきたいと思います。

これは、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を受け、感染症に感染したこと、または感染が疑われることにより療養し、労務に服することができない被保険者に対する傷病手当金の支給に関する事項を整備するため、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正し、早急に対応する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をいたしましたので、

議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

内容でございますが、緑色の表紙の20ページをご覧くださいと思います。

今回の改正は、表の右から2列目の、制定根拠の1に記載しております、高齢者の医療の確保に関する法律第86条第2項において、傷病手当金については、条例の定めるところにより給付することができるかと規定されております。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国においては2及び3に記載のとおり、広域連合が傷病手当金の支給を行う場合は、全額財政支援を行うとされました。

これを受け、国が示した財政支援措置の規準に準じて、表の中ほどの主要内容に記載しておりますとおり、支給対象者などを定めたものでございます。このうち、4 適用期間につきましては、国の財政支援の適用期間と同じ令和2年1月1日から9月30日までと規則で定めておりますが、先日、8月17日付で厚生労働省から、国民健康保険・後期高齢者医療ともに、国の財政支援の期間を12月31日まで延長するという事務連絡がございました。これを受け、本広域連合としましても、国の財政支援の期間延長に沿った規則改正を行い、傷病手当金の適用期間を12月31日まで延長するための事務を現在進めているところでございます。

なお、22ページから23ページには、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

報告第2号の説明は以上でございます。

○議長（佐藤正洋君）

それでは、報告に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所ページをお示しいただきたいと思います。

質疑はございませんか。

質疑がないようですので、これをもって「報告第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

報告第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて」に対する討論に入ります。

何かございませんか。

【討論なし】

○議長（佐藤正洋君）

ないようですので、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「報告第2号」を承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、「報告第2号」は承認することに決定いたしました。

次に、日程8「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、2名の委員が広域連合議会の議員を辞職したことにより、欠員が生じているため選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、松浦市の久枝邦彦議員、南島原市中村久幸議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、久枝邦彦議員、中村久幸議員を選任することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

○議長（佐藤正洋君）

ご異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に附議された事件は、全部終了いたしました。

これにて閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

＝閉会 午後２時１４分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 佐藤 正洋

署名議員 村井 達己

署名議員 宮島 武雄